

平成19年3月30日

中小企業庁
創業連携推進課 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会

**「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項
について（案）」に対する意見**

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年3月2日付で公表された「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

中小企業庁創業連携推進課 パブリックコメントご担当者様

「「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について」案」に対する意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険小委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 安田美穂
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
<p>今般の「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について(案)」(以下ガイドライン)の制定については、中小企業組合によって運営されている共済の契約者保護を一步進めるものとして歓迎いたします。ACCJは、日本政府が、共済と保険会社、銀行、その他金融サービス事業者との間に、規制面で平等な競争環境を確立するよう要請しております。すべての共済は金融庁の監督下に置かれるべきであると考えております。それが実現されるまでの間、共済を金融庁による金融サービス業者の監督・検査と同じ水準で規制下に置き、消費者保護の改善に努めるべきであると考えます。しかし、このガイドラインを見る限り、中小企業庁の共済をめぐる規制環境は、金融庁の金融サービス業者に対する厳格な規制環境と同じ水準にあるとは言えません。今回制定されたルールの実効性を確保するために、中小企業庁がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁の規則を準用する等、保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備されることを要望いたします。</p> <p>○意見募集期限が3月31日とされていることについて</p>	

意見内容・理由

法の施行が平成19年4月1日であるにもかかわらず、「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について（案）」（以下ガイドライン）の意見募集期限が平成19年3月31日とされていることは、法の施行後にガイドラインが確定することを意味しております。このスケジュールでは、法の施行に合わせた十分な監督体制を構築できないだけでなく、事業協同組合等に対しても十分な態勢整備の時間を与えることができず、この度の法改正の主旨である共済契約者保護の強化の実効性に課題が残ります。ACCJは、利害関係者がその見解を表明するために、形式的な意見表明ではなく、討議への参加ができる透明な規制制定プロセスの確立を要請します。この透明な規制制定プロセスの一環として、コメントの結果発表及び寄せられたコメントに対する中小企業庁の考え方を併せて公表することを要請します。

○特定共済組合等の兼業の承認に関する規程について

意見

特定共済組合等の兼業の承認に関する規程について、書きぶりが抽象的であり、事業間のリスク分離が確保されているか否かの具体的評価基準等が明らかにされていないため、より具体的な規程を望みます。

理由

当該規程は、特定共済組合等の共済事業の健全な運営を図る上で重要な規程であると考えます。ACCJは従来より、制度共済においてもリスク分離の観点から保険会社と同様に兼業を認めるべきではないと主張してきました。今回のガイドラインにおいても、兼業の承認を行う場合には、各項本文において兼業が禁止されている趣旨に十分留意し、審査すべきであると記されている点は評価できますが、さらに、当該規程に事業間のリスク分離の観点を踏まえた、より具体的な要件が記述されれば、法令の実効性が高められ、特定共済組合等の共済事業の健全な運営が図られると考えます。

以上